

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		建築制限等の解除
根拠法令及び条項		都市計画法第37条第1号
所管部課係名		まちづくり未来部都市計画課開発指導係
審査基準	審査	(建築制限等) 都市計画法第37条 開発許可を受けた開発区域内の土地においては、前条第3項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。 (1) 当該開発行為に関する工事用の仮設建築物又は特定工作物を建築し、又は建設するとき、その他都道府県知事が支障がないと認めたとき。
	関係条項	開発許可を受けた開発区域内の土地において、法第36条第3項に規定する工事完了の公告前に建築物の建築又は特定工作物の建設を支障ないと認めるのは、次の各号の全てに該当するときとする。 1 建築等しようとする建築物等は、当該開発許可に係る予定建築物等であること。 2 工事工程上、開発行為に関する工事の完了前に予定建築物等の建築等を行う必要があると認められること。 3 開発区域が現地において明確にされていること。 4 開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設の工事がほぼ完了していること。 5 建築等工事の完了に先行して開発行為に関する工事が完了する見込みであること。 6 造成の規模や地盤の性質に鑑み、開発行為と建築行為を同時に施工しても開発区域及びその周辺の安全性に支障をきたさないこと。
	基準 (未設定の場合はその理由)	
	参考事項	
準	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	12日
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)